

民間認定こども園・保育所運営補助金項目等一覧表(令和7年度)

・☆印の項目については、「職員配置確認ファイル」での配置確認対象外項目です。
 ・表中、「保育教諭等」の記載については、認定こども園は「保育教諭」、保育所は「保育士(地域限定保育士を含む)」として読み替えてください。

補助項目	補助内容	補助単価	対象職種	補助要件・職員配置必要数	備考		
1	保育教諭等配置改善費	1歳児5:1、4・5歳児25:1の配置を実現するため、公定価格に含まれない人件費加配分を補助する。 ※1歳児については、公定価格の「1歳児配置改善加算」を取得している場合は、対象外。 ※4・5歳児については、「チーム保育加配加算」・「チーム保育推進加算」を取得している場合のみ適用。(「チーム保育加配加算」・「チーム保育推進加算」を取得せずに、4・5歳児25:1の配置を実現している場合は、公定価格の「4歳以上児配置改善加算」の対象。)	①1歳児13,500円×月初児童数×月数 ②4・5歳児2,700円×月初児童数×月数 (※月初児童数は、「通常利用児童」「管外受託児童」「緊急一時保育児童」の合計人数とする。)	保育教諭等 ① 1歳児6:1→5:1 ② 4・5歳児30:1→25:1	公定価格の配置基準と合わせて必要職員数を算出 【計算例の前提条件】 ○利用定員(1号:12人 2・3号:118人) ○利用児童数(0歳児:10人 1歳児15人 2歳児:21人 3歳児:28人 4歳児以上:56人) ○公定価格の3歳児配置改善(20:1⇒15:1)を適用した場合 【計算例】 ○「保育教諭等配置改善費」を適用しない場合 0歳児:10/3=3.3人 1・2歳児:36/6=6人 3歳児:28/15=1.8人 4・5歳児:56/30=1.8人 計12.9人⇒13人必要 ○「保育教諭等配置改善費」を適用する場合 0歳児:10/3=3.3人 1歳児:15/5=3人 2歳児:21/6=3.5人 3歳児:28/15=1.8人 4・5歳児:56/25=2.2人 計13.8人⇒14人必要		
2	職員等充実補助費	①保育教諭等充実補助費	保育教諭等の勤務シフトを柔軟に組成し、週休2日に対応するため、公定価格配置基準の外の加配人件費を補助	保育教諭等1人当たり月額213,000円 (12ヵ月在籍の場合年額2,556,000円)	保育教諭等	【以下の2・3号利用定員に応じて保育教諭等を加配】 ・80人以下…上限0.5人加配 ・81～180人…上限1人加配 ・181人以上…上限1.5人加配	他の公定価格・補助金の配置に充当されていない保育教諭等に適用 ①「保育教諭等充実補助費対象の保育教諭等」と、「幼稚園型一時預かりの保育教諭等」を兼務可。 ②「保育教諭等充実補助費対象の保育教諭等」と、「一般型一時預かりの保育教諭等」を兼務可。
		②調理員充実補助費	アレルギー対応除去食等を提供し、調理員の勤務シフトを柔軟に組成し、週休2日に対応するため、公定価格配置基準の外の加配人件費を補助。	調理員1人当たり月額197,820円 (12ヵ月在籍の場合年額2,373,840円)	調理員 栄養士	【以下の2・3号利用定員に応じて調理員等を加配】 ・40人以下…上限0.5人加配 ・41人以上…上限1人加配	【調理委託の場合の適用方法】 ①調理委託で従事する派遣調理員の常勤換算合計人数が、「公定価格基本分の調理員必要人数」と「調理員充実補助費必要人数」の合計人数を満たすこと。 ②「調理委託契約書の人件費部分の年額」と、「公定価格の調理員人件費の年額」(1人当たり年額2,373,840円×公定価格基本分の調理員必要人数)を比較し、前者が後者を超過していること。 【給食を外部搬入としている場合】 本補助項目は調理員加配を目的としているため、補助対象外とする。
		③要配慮児対応補助費	集団保育を行う上で、特別支援の対象までには至らないものの配慮を要する1～3号認定こども(要配慮児童)への対応のために、加配人件費を補助	対象職員1人当たり月額213,000円 (12ヵ月在籍の場合年額2,556,000円) 対象児童5人以上…上限1人加配 対象児童10人以上…上限2人加配	保育教諭等 看護師 准看護師 保健師 介護士 心理士	障害認定児受入れが可能で、 要配慮児童が5人以上 在籍している施設に1人、 要配慮児童が10人以上 在籍している施設には2人、左欄有資格者を加配	【注意事項】 ○常勤看護師等充当の場合、公定価格の保育教諭等1人分のみなし規定との兼務は不可。 ○看護師等が「3. 看護師等雇用費」の補助を受ける場合は、当該看護師等は本項目には適用できない。 【要配慮児童について】 ○特別支援の対象までには至らないが、集団保育をする上で配慮を要する児童で、①～⑧に掲げる児童 ①乳幼児健診で発達面でのフォローを受けていることも ②医療機関や相談機関等で発達相談を受け、継続的なフォローを受けていることも ③児童発達支援センターもしくは児童発達支援事業所を利用していることも ④慢性的な疾患等を有しており、定期的に病院に通院していることも ⑤外国人世帯であり、かつ、児童又は保護者との意思疎通に支障があり、集団保育の実施にあたり特別な配慮が必要であることも ⑥ひとり親世帯又は生活保護世帯であり、かつ、児童の日常生活における基本的な習慣等のかん養等につき、特別な配慮が必要とされる家庭のことも ⑦児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童又は法第6条の3第5項に規定する要支援児童に該当し、児童又は保護者に対して特別な配慮が必要な家庭のことも(※被虐待児、DV、障害を有する保護者のこともなど) ⑧上記①から⑦までに該当しないこともであり、集団保育を実施するなかで、知的発達や言語・社会性、情緒面の発達において、日常的に特別な配慮が必要で、今後の支援について保護者との丁寧な情報共有と関係機関との連携が必要と施設長が認めることも ※⑧には、別途、確認基準あり ○施設からの申請に基づき、本市で対象こども数を確認する。
		④保育支援者補助費	保育教諭等でない無資格の保育支援者を活用することで、保育体制を強化し、保育士の働きやすい環境を整えるため、加配職員人件費を補助。	対象職員1人当たり月額100,000円 (12ヵ月在籍の場合年額1,200,000円)	無資格 保育者等	【以下の2・3号利用定員に応じて無資格保育者を加配】 ・59人以下…上限0.5人加配 ・60人以上…上限1人加配	○国の「保育体制強化事業」要件に基づくものとする。 ○保育士資格等を有しない無資格の保育支援者が、以下のいずれかもしくは複数の業務に従事することで保育体制を強化し、保育教諭等の働きやすい環境を整えていること。 ① 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃 ② 給食の配膳・あとかたづけ ③ 寝具の用意・あとかたづけ ④ その他、保育教諭等の負担軽減に資する業務(園外活動時の見守りも含む) ○保育支援者を配置した月と前年同月における当該保育所の保育士数及び保育士以外の者(保育支援者は含まない)をそれぞれ比較し、ともに同数以上であること。 ○補助金額については、2・3号利用定員規模に応じた上限人数を乗じて上限額を算出する。 (例)2・3号利用定員が59人以下の施設は、年額1,200,000円×0.5人分=上限600,000円 ○充当職員の勤務時間については任意とする。 ○会計年度終了後に、実績が確認できる書類の添付を要件とした実績払とする。 ※業務委託により実施する場合の詳細は別添の【資料5】留意事項を参照
		⑤保育補助者雇上費	保育教諭等でない無資格の保育補助者を雇上げ、保育士等の業務負担が軽減するため、加配職員人件費を補助。	対象職員1人当たりの補助上限額 ①経験年数3年未満 年額1,953,000円 ②経験年数3年以上7年未満 年額2,441,000円 ③経験年数7年以上 年額3,255,000円 ※保育補助者が複数人いる場合は、平均経験年数とする。 ※補助上限額と雇上費用(人件費)を比較し、どちらか低い金額を補助。	無資格 保育者等 保育教諭等	【以下の2・3号利用定員に応じて無資格保育者を加配】 ・120人以下…上限1人加配 ・121人以上…上限2人加配	○国の「保育補助者雇上強化事業」要件に基づくものとする。 ○保育士資格等を有しない無資格の保育補助者を雇上げ、保育教諭等の業務負担が軽減されていること。 ○実施計画書を提出するものとし、保育補助者に保育士資格の取得を促すものとする。 ○子育て支援員研修等、必要な研修を受講した者、保育所等で保育業務に従事した期間が常勤換算で1年以上の者、保育所等での実習を修了した者、もしくは現に保育士として就業していない保育士資格を有する者(補助対象期間は1年間のみ)。 ○潜在保育士の再就職支援として、保育士資格を有する者を保育補助者として一定期間雇上げ、ブランクの長い保育士が再び現場に復帰できるよう必要な支援を行うこと。 ○補助金額については、2・3号利用定員に応じた上限人数を乗じて上限額を算出する。 (例)2・3号利用定員が120人以下の施設で、経験年数が2年の場合は、年額1,953,000円(上限)と人件費を比較し、どちらか低い額を補助。 ○会計年度終了後に、実績が確認できる書類の添付を要件とした実績払とする。 ○職員の配置に当たっては通年で同じ職員を充当すること。

		⑥スポット支援員補助費	登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯にスポット支援者を配置し、安全な保育体制の強化を行うため、加配職員人件費を補助。	対象職員1人当たり 月額45,000円(補助上限額) (12ヵ月在籍の場合年額540,000円)	無資格 保育者 保育教諭等	—	○国の「保育体制強化事業」要件に基づくものとする。 ○保育支援者補助費との兼務は不可。 ○充当時間及びその時間にかかる人件費が区別できる場合は、他の加算や補助項目との兼務可(専任項目は除く)。 ○充当職員の勤務時間については任意とする。 ○会計年度終了後に、実績が確認できる書類の添付を要件とした実績払とする。
		補助項目	補助内容	補助単価	対象職種	補助要件・職員配置必要数	備考
2	職員補助等費充実	⑦朝夕担当保育教諭等補助費	保育標準時間(11時間)の開所時間に対応する月～金曜日(週5日分)の朝夕3時間分の短時間保育教諭等の人件費を補助。	保育教諭等1人当たり 月額64,800円 (12ヵ月在籍の場合年額777,600円)	保育教諭等	【以下の2・3号利用定員に応じて保育教諭等を加配】 ・59人以下…上限0.5人加配(常勤換算0.15人必要) ・60人以上…上限1人加配(常勤換算0.3人必要)	—
3	看護師等雇用費	①看護師等雇用費	看護師等配置に係る人件費を補助	月額50,000円 (12ヵ月在籍の場合年額600,000円)	看護師 准看護師 保健師	月45時間以上の看護師等の勤務が必要(複数人の勤務時間を合計して上回った場合も可)	○常勤看護師を充当した場合は、公定価格基本分の配置基準の保育教諭等1人分のみなし規定との兼務可。 ○看護師等が「2-③要配慮児対応補助費」の補助を受けた場合、当該看護師等は本項目には適用できない。
		②医療的ケア児加配補助費	医師によって必要と認められ、指導された範囲で実施する身体機能の維持や健康の保持のために必要不可欠な口腔内吸引、経管栄養、吸入、導尿、人工肛門の管理、血糖値測定等(医療的ケア)を必要とするこども(医療的ケア児)の受入れに対する看護師等配置に係る人件費を補助。	【受入れる医療的ケア児：1人目】 (2・3号認定こども) 月額440,800円 (1号認定こども) 月額130,600円(※1) 【受入れる医療的ケア児：2人目以降】 (2・3号認定こども1人あたり) 月額213,000円 (1号認定こども1人あたり) 月額130,600円 (※1) 2・3号の医療的ケア児が同施設に在籍しない場合は440,800円とする。	看護師 准看護師 保健師	医療的ケア児の受入れに対し、常勤の看護師又は、准看護師又は、保健師(以下「看護師等」という)を1名以上配置。 ※保育教諭(右記(※2)に該当の場合に限る) (※2) 2人目以降を受入れる場合は対象児童1名につき、1名の保育教諭又は看護師等を配置。	○本市が認定した児童のみ加配の対象となる。 ○公定価格の配置基準、加算部分に該当せず、かつ他の補助金の対象となっていない常勤看護師等につき充当可能とする。(例:看護師等が「①看護師等雇用費」の補助を受けた場合、当該看護師等は本項目には適用できない。)
4	嘱託医手数料	①児童健康診断費(★)	児童の健康診断に要する嘱託医手当につき、公定価格含有相当分を超える額を補助。	公定価格含有相当分176,410円を超えた部分につき、189,590円を上限額として補助	学校医 学校歯科医 嘱託医 嘱託歯科医	内科検診年2回以上と歯科年1回以上の実施が必要(民営化施設はそれぞれ2倍の回数の実施が必要)	会計年度終了後に、支出が確認できる書類の添付を要件とした実績払とする。
		②入所前検診費(★)	翌年度4月から新規入所する児童を対象として①嘱託医の施設への出張検診、②嘱託医への外来検診受診(随時)のいずれかを実施した場合の経費を補助	年額28,000円(上限額)	学校医 嘱託医	—	会計年度終了後に、支出が確認できる書類の添付を要件とした実績払とする。 (注) 翌年度4月から新規入所する児童が対象 (例) 令和7年度補助金 — 令和8年度4月から新規入所する児童
5	障害児保育対策費	①特別支援加配補助費	特別支援加配対象こどもの保育のための加配分(2:1)を補助	対象こども1人当たり 【1号】月額65,300円(注1) (年額783,600円) 【2号】月額106,500円(注2) (年額1,278,000円) 【3号】月額106,500円 (年額1,278,000円) ※年額は対象児童が12ヵ月在籍の場合	保育教諭等	対象こども1人当たり0.5人の保育教諭の加配を要する。	【1号認定こども】 (A) 学校法人立以外の施設 →本市が認定したこどもにつき、職員加配の補助対象となる。 (B) 学校法人立の施設 →大阪府が認定したこどもにつき、0.5人の職員加配を満たしている場合に補助対象となる。 【2・3号認定こども】 (C) 学校法人立以外の施設 →本市が認定したこどもにつき、職員加配の補助対象となる。 (D) 学校法人立の施設で平成27年度以降に幼保連携型認定こども園に移行した施設 →本市が認定したこどもにつき、職員加配の補助対象となる。 (E) (C)(D)以外の施設 →大阪府が認定したこどもにつき、0.5人の職員加配を満たしている場合に補助対象となる。 【注釈】 (注1) (B) (E)に該当する場合、大阪府の特別支援助成額を差し引いた額を補助するものとする。 (注2) 特別支援児童の決定を受ける見込みの支給認定こどもとして加配を行っており、かつ、同年度途中において特別支援児童の決定を受けた支給認定こどもである場合は、現に加配を行った月より特別支援加配対象の支給認定こどもと扱う。(※加配を開始した同月中の特別支援加配申立書の提出が必要)ただし、年度中に特別支援児童の決定を受けることができなかった場合は補助の対象外になる。また、現に加配を行った月が特別支援児童の決定を受けた年度より前の年度である場合は、特別支援児童の決定を受けた年度の4月から対象とする。
		②重複加算費	①の該当児のうち、中度以上の障害重複など、より密度の濃い配慮(1:1)の加配が必要な場合、加配保育士人件費を追加補助	対象児童1人当たり 【1号】月額65,300円(対象児童が12ヵ月在籍の場合年額783,600円) 【2・3号】月額106,500円(対象児童が12ヵ月在籍の場合年額1,278,000円)	保育教諭等	①と合わせて、対象児童1人当たり1人の保育教諭の加配を要する。	本市が認定した児童につき、加配の補助対象となる。
6	認定こども園補助費	①事務職員補助費	認定こども園での契約事務・利用料徴収事務等の事務負担に対応するための人件費を補助	年額327,740円(上限額)	事務職員等	1人加配	・施設長を配置する場合は公定価格基本分の施設長と兼務可。 ・会計年度終了後に、実績が確認できる書類の添付を要件とした実績払とする。 ※保育所は補助対象外です
		②学校薬剤師加算費(★)	認定こども園での衛生検査や環境衛生維持のための指導等に従事する学校薬剤師手当につき、公定価格含有相当分を超える額を補助	公定価格含有相当分110,960円を超えた部分につき、65,000円を上限額として補助	学校薬剤師	学校薬剤師としての勤務実績が必要	・会計年度終了後に、支出が確認できる書類の添付を要件とした実績払とする。 ※保育所は補助対象外です